

ゴミの不法投棄は法律で禁止されています。



なるこころへよう 鳴子国道だより

R2.5.26
第 66号

発行元

仙台河川国道事務所
鳴子国道維持出張所
TEL 0229-84-7575



クリーン作戦で地域の方が拾ってくださったゴミ

管内をパトロールしていると、不法に投棄されたゴミを発見することがあります。

ゴミの不法投棄は禁止されています。

駐車帯などの利用の妨げになったり、安全な通行に支障をきたしたりする場合があります。道路は、皆さんの生活や地域の経済活動にとって欠かせません。

当出張所ではこうした現状などを改善するために道路の巡回・点検を行っております。

道路に不法投棄すると、下記の法律で罰せられます。

〈道路法〉

・1年以上の懲役 または、50万円以下の罰金に処せられます。

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

・5年以下の懲役 または、1,000万円以下の罰金
(法人は3億円以下)
・あるいは両方

ゴミのない清潔な道路の維持にご協力をお願い致します。



新しい生活様式の取り組み

テイクアウトで大崎市の飲食店を応援しよう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、外出自粛や会食の機会減少で飲食店に大きな影響を及ぼしています。大崎市では、テイクアウトや出前に対応しているお店を紹介しています。

詳細は大崎市ホームページまで。

<http://www.city.osaki.miyagi.jp/news/index.cfm/detail.1.38045.html>



がんばろう！東北

道路の異状を発見したら

道路緊急ダイヤル **#9910**

仙台河川国道事務所 鳴子国道維持出張所は、国道47号のうち国道4号との交差点から山形県境までを維持管理しています。

みやぎの「かわとみち」情報が満載！

仙台河川国道事務所

ホームページはこちら↓

<http://www.thr.mitgo.jp/sendai>



一般国道47号
管理区間約41Km